

記入例

出生届

令和 7 年 5 月 26 日届出

在アイルランド日本国大使館
総領事

受理 令和 年 月 日			
第	号		



書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附票 住民票 通知							
(1) 生まれた子	(フリガナ) 子の氏名 ガイム イチロウマーク 氏名 外務 一郎マーク		父母との 続き柄	口嫡出子 (長) <input checked="" type="checkbox"/> 男 口嫡出でない子 <input type="checkbox"/> 女			
	生まれたとき 令和 7 年 5 月 20 日		午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input checked="" type="checkbox"/>	3 時 45 分			
	生まれたところ アイルランド国ダブリン市2区ホルス通り番地						
	住 所 アイルランド国ダブリン市4区ボールスブリッジアリスベリー通り22番地 世帯主 マーフィー、ジョンボール 世帯主との の氏名 続き柄 子						
	父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)		父 マーフィー、ジョンボール	母 外務花子			
	本籍及び 国籍		神奈川県横浜市西区中央町1丁目5番地 筆頭者 外務花子 父の国籍 アイルランド国 母の国籍 日本				
	同居を始めたとき		令和 2 年 12 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)				
	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と		<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇 <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)</small>				
	父母の職業		父の職業 販売職	母の職業 サービス職			
	その他		日本国籍を留保する	署名 外務花子	印		
	アイルランド国の出生登録証明書を添付する。						
	届出人		<input type="checkbox"/> 1. 父母 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 法定代理人() <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 医師 <input type="checkbox"/> 5. 助産師 <input type="checkbox"/> 6. その他の立会者 <input checked="" type="checkbox"/> 7. 公設所の長 住所 アイルランド国ダブリン市4区ボールスブリッジアリスベリー通り22番地 本籍 神奈川県横浜市西区中央町1丁目5番地 署名 外務花子 <small>(※押印は任意)</small>				
	事件簿番号						

(届出人の連絡先及び電話番号 consular@ir.mofa.go.jp (353) 87-123-4567)

記入の注意

出生証明書について

- 届書はすべて日本語で書いてください。また鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 子が生まれた日からかぞえて3か月以内に出生地の大天使館または、(総)領事館に届出してください。
- 外国で生まれ、出生によって外国の国籍をも取得した子について、日本国籍を留保しようとするとときは、3か月以内に届出を行なないと受理できなくなりますので、届出が遅れないよう特に注意してください。この場合は、必ず父か母(又は子の法定代理人)が届出人となってその他欄の「日本国籍を留保する」欄に署名してください。
- 子の名は常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなで書いてください。
- にあてはまるものに□のようにしをつけてください。
- 生まれたところは、生まれたときとともに戸籍に書かれますので、くわしく国名から番地まで書いてください。なお、病院名を書く必要はありません。
- 国籍に代えて地域を記載することができます。①台湾、②パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- 日本人父または母について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書いてください。父の国籍と母の国籍をそれぞれ書いてください。
- 子の父または母がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつぐられますので、「その他」欄に希望する本籍を書いてください。
- 届書は2通(新しい戸籍がつぐられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは3通)出してください。
- 日本国籍を留保し重国籍となった者は20才までに日本国籍を選択し、外国籍を放棄する旨の宣言を行わないと日本国籍を喪失することがあります。

出生を証する書面としては、原則として外国官公署の発行する出生登録証明書を添えて出してください。ただし、医師の作成した出生証明書であっても差し支えありません。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。なお、医師が日本語で記入することができるときは、下記の出生証明書欄を使用しても差し支えありません。

出生証明書

子の氏名	男女の別	1男 2女
生まれたとき	午前 令和 年 月 日 午後	時 分
出生したところ及び その種別	出生したところ (出生したところの種別1~3) その種別	1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他 番地 番号
体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル
単胎・多胎の別	1単胎 2多胎(子中第子)	
母の氏名	妊娠週数	満週日
この母の出産した子の数	出生子 (この出生子及び出生後死亡した子を含む) 死産児 (妊娠満22週以後)	人胎
1 医師 2 助産師 3 その他	上記のとおり証明する。 (住所) (氏名)	令和 年 月 日 番地 番号

出生証明書記入の注意

- 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。
- 出生証明書(11)欄の体重及び身長は、立会者が医師又は助産婦以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。
- 出生証明書(14)欄のこの母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。
- この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例え医師・助産婦とともに立会った場合には医師が書くように1. 2. 3. の順序に従って書いてください。